

介護医療院 重要事項説明書

医療法人 永光会 あいらの森ホスピタル介護医療院
管理者 永田 智行

施設の介護医療院サービスをご利用いただくにあたり、あらかじめ、次のことをご説明いたします。

1. 鹿児島県知事指定事業所番号:46B5700010

2. 当施設の目的及び運営方針

当施設は、長期にわたり療養を必要とする要介護者である入所者に対し、施設サービス計画(ケアプラン)に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、入所者に即した自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的としています。

3. 職員の配置状況

－介護医療院－

職 種	常 勤
管理者	1名
看護職員	3名以上
介護職員	3名以上
介護支援専門員	1名

* 上記職員のほか、併設するあいらの森ホスピタルに勤務する医師、薬剤師、作業療法士、管理栄養士、診療放射線技師、精神保健福祉士により対応します。

〈配置職員の職務内容〉

- 管理者 従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。
- 看護職員 医師の診療補助及び医師の指示による入所者の看護を行います。
- 介護職員 入所者の介護、自立的な日常生活を営むための支援等の業務を行います。
- 介護支援専門員 入所者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行います。

4. 入所者の定員・サービス内容等

- ① 介護医療院の入所者定員は、18 人です。
- ② 急性期の治療が終わり、長期にわたる療養を必要とする要介護者を入所の対象とし、施設介護サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的な管理の下での介護、機能訓練及びその他、必要な医療並びに日常生活上の世話をを行います。
- ③ 入所者6人に1人の看護職員、入所者 6 人に 1 人の介護職員を配置しています。
(介護医療院施設基準Ⅱ型)

※入所者の病状などを勘案し、介護保険下でのサービス提供を行うことが困難であると認められた場合は、以下のように支援させていただきます。

- ① 個々の病状に応じて、適切な医療機関の紹介。
- ② 個々の病状に応じて、あいらの森ホスピタルへの転院。
協力病院：寺田病院(伊佐市) 上原歯科(湧水町)

5. 利用料金、お支払い方法 別紙参照

6. 日常生活上の留意点

施設の介護、看護業務が有効かつ適切に運営され、入所者の生活環境がより良いものとなるよう下記の事項をお守りください。

- ① 面会
面会時間 平日PM2:00～PM4:00
ご面会の方は、その都度事前に電話でのご予約をお願いします。
施設内での写真、動画撮影、通話をご遠慮ください。
感染予防対策のため、面会の自粛、面会方法の変更をお願いする事があります。
- ② 外出・外泊
外出・外泊の際は1週間前までにご連絡ください。
- ③ 施設・設備の使用上の注意
施設内の居室や設備、器具は本来の用途に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、弁償していただくことがあります。
- ④ その他
当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。
敷地内禁煙となっています。

7. 非常災害対策

消防法第8条に規定する防火管理者を設置して、消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震などの災害に対処する計画に基づき、非常災害対策を行っております。

防災設備	非常災害設備等の設置
防災訓練	年2回実施
防災管理者	上釜 誠一

8. 入所者に係る個人情報の扱いについて

入所者に係る居宅支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる方の事前の同意を本文書により得た上で、入所者様又はご家族等の個人の情報を持ちいることができるものとします。

9. 身体拘束について

当施設では、原則として入所者に対して身体拘束を行いません。但し、自傷他害のおそれがある場合など、生命・身体の保護の目的で緊急やむを得ない場合は、身体拘束を行うことがあります。

その場合には、職員がご家族に説明します。

10. 虐待防止について

当施設では、入所者に対する虐待を防止するため、必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果をサービス従事者に周知徹底を図ります。
- ② 虐待防止のため、指針を整備し、担当者を設置するなど体制を整備するとともに従業者に対して研修を実施します。

11. 苦情の受付について

① 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は下記の専用窓口で受け付けております。

* 苦情受付窓口担当: 職種 精神保健福祉士(ソーシャルワーカー)

担当者: 寺園 聡子

* 受付時間: 毎週月曜日 ~ 金曜日 8:30 ~ 17:15

* TEL: 0995-74-2503 FAX: 0995-74-2504

(2) 行政機関・その他苦情受付機関

湧水町役場 介護保険担当課	所在地 始良郡湧水町木場222番地 TEL 0995-74-3111 Fax 0995-64-4249
国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護相談室	所在地 鹿児島市鴨池新町6-6 TEL 099-213-5122 Fax 099-213-0817
鹿児島県くらし保健福祉部 介護保険室	所在地 鹿児島市鴨池新町10-1 TEL 099-286-2674 TEL 099-286-2676 Fax 099-286-5552
霧島市役所 介護保険担当課	所在地 霧島市国分中央3丁目45-1 TEL 0995-45-1111 Fax 0995-47-2522
伊佐市役所 介護保険担当課	所在地 伊佐市大口里1888 TEL 0995-23-1311 Fax 0995-22-5344
さつま町役場 介護保険担当課	所在地 さつま町宮之城屋地1565-2 TEL 0996-53-1111 Fax 0996-53-3514
えびの市役所 介護保険担当課	所在地 えびの市大字栗下1292 TEL 0984-35-1111 Fax 0984-35-0401

* 受付時間は各窓口ともに、8:30~17:00迄です。

令和 年 月 日介護医療院サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

医療法人 永光会 あいらの森ホスピタル介護医療院

説明者職種： 介護支援専門員 氏名： 小崎 治子 印

令和 年 月 日、私は本書面に基づいて事業者から上記重要事項の説明を受け、介護医療院サービスの提供開始に同意いたしました。

入所者氏名： ⑩

保護者氏名： ⑩ (続柄：)

保護者住所：